

第3章 計画の概要

1 基本的な考え方

- ① 県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- ② 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- ③ 行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

2 食の安全・安心推進体制

食の「安全」と「安心」とは

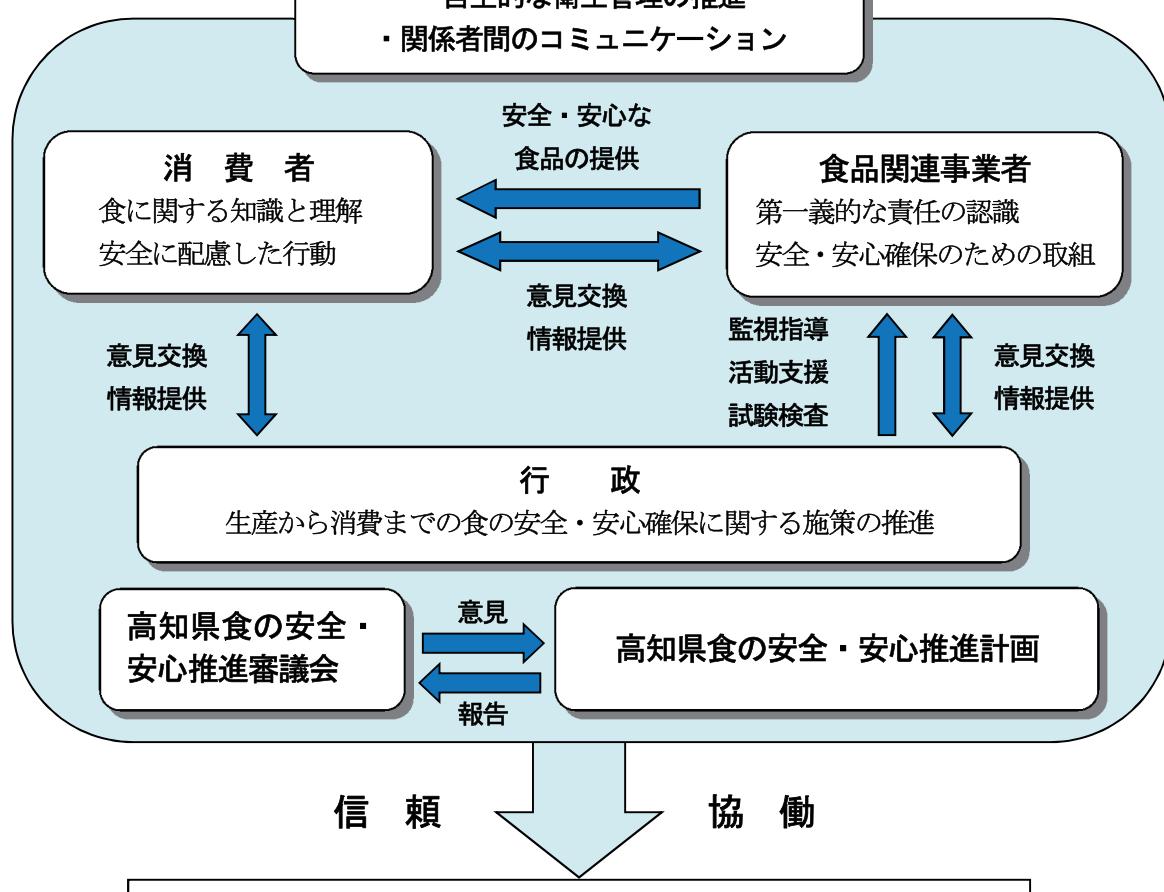
安全

食品に潜在する危害（ハザード）に対して、科学的な根拠に基づいた対策を講じ、健康への悪影響の発生する確率が最小限となっている状態

安心

安全確保に向けたさまざまな取組に対して、食に関わるすべての人たちが情報や意見を交換し、不安や疑問が解消され、理解しあうことによって、信頼関係が作られている状況

- ・自主的な衛生管理の推進
- ・関係者間のコミュニケーション



3 計画を推進するための関係者の責務と役割

① 行政の責務

行政は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

行政の主な責務

- ◇ 生産から販売に至る一連の行程における食品関連事業者の指導・支援
- ◇ 環境保全型農業の推進（IPM、GAP）
- ◇ 残留農薬、食品添加物や食品の規格基準などの検査の実施
- ◇ 「HACCPに沿った衛生管理」に関する助言・指導
- ◇ 適正な表示の監視・指導
- ◇ 県産食品の認証制度の推進
- ◇ 食品についての相談、申出に対する適切な対応
- ◇ 食育、地産地消の推進
- ◇ 食の安全・安心に関する情報の収集と県民への提供
- ◇ 消費者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- ◇ 危機管理体制の強化
- ◇ 調査研究の推進

② 食品関連事業者（生産者・事業者等）の責務及び役割

食品関連事業者は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産・供給について第一義的責任を有していることを認識し、自主的に食の安全・安心の確保に取組みます。

食品関連事業者の主な責務及び役割

- ◇ 農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用
- ◇ 環境への負担を軽減する農業の推進
- ◇ 農薬・動物用医薬品の出荷前残留検査の実施
- ◇ 生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◇ 「HACCPに沿った衛生管理」の実施
- ◇ 食品の自主検査の実施
- ◇ 安全な原材料の使用
- ◇ 食品の安全性の確保、衛生管理の徹底
- ◇ 適正な表示の実施
- ◇ 食の安全についての学習の実施
- ◇ 消費者、行政とのリスクコミュニケーションの推進

③ 消費者の役割

消費者は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するよう努めます。

消費者の主な役割

- ◇ 農林水産物の生産から流通に関する正しい理解
- ◇ 食品表示や安全情報の活用
- ◇ 家庭での食品衛生管理の実践
- ◇ 地産地消や食育の推進
- ◇ 食品関連事業者、行政とのリスクコミュニケーションへの参加

4 第4次計画における重点取組

第4次計画においては、これまでの取組から明らかになった課題や県民の意識、食の安全・安心を取り巻く状況と社会情勢の変化等に的確に対応していくことが求められます。

そのため、高知県産食品のブランド力向上や消費・販路拡大につなげていく取組のほか、食の不安を解消させる取組など以下の4項目について重点的に推進し、より一層食の安全・安心を確保していきます。



環境保全型農業の推進 (IPM、GAP)

県では、安全・安心な農産物生産のために、天敵、湿度制御装置、さらに微生物農薬などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した IPM 技術の普及・定着に取組んでいます。中でも土着天敵を活用した IPM 技術体系の再構築や新たな天敵利用技術の開発と普及は、世界的にもまれな取組として注目され、全国的にも高知県がトップランナーとなっています。

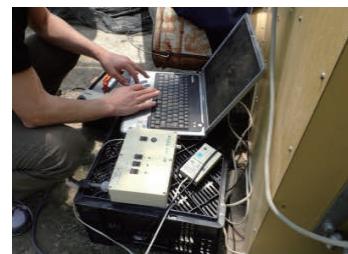
また、こうち環境・安全・安心システム（高知県版 GAP）の導入や農薬の適正使用の徹底などにより、安全でより安心な農産物の生産を推進しています。

取組内容

- ◆環境保全型農業を推進し、安全でより安心な農産物の生産・供給を促進します。
- ◆病害に対する抵抗性を高める薬剤や湿度制御などによる病害防除技術及び新規土着天敵の利用技術等の研究開発により、IPM 技術のさらなる普及拡大を推進します。
- ◆高知県版 GAP の普及拡大や取組の高度化を推進します。



土着天敵 タバコカスミカメ



病害防除のための湿度制御装置

IPM (Integrated Pest Management : 総合的病害虫管理・雑草管理)

IPM とは、病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく天敵、防虫ネット、防蛾灯などさまざまな防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方のことです。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安定生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立させるために有効です。

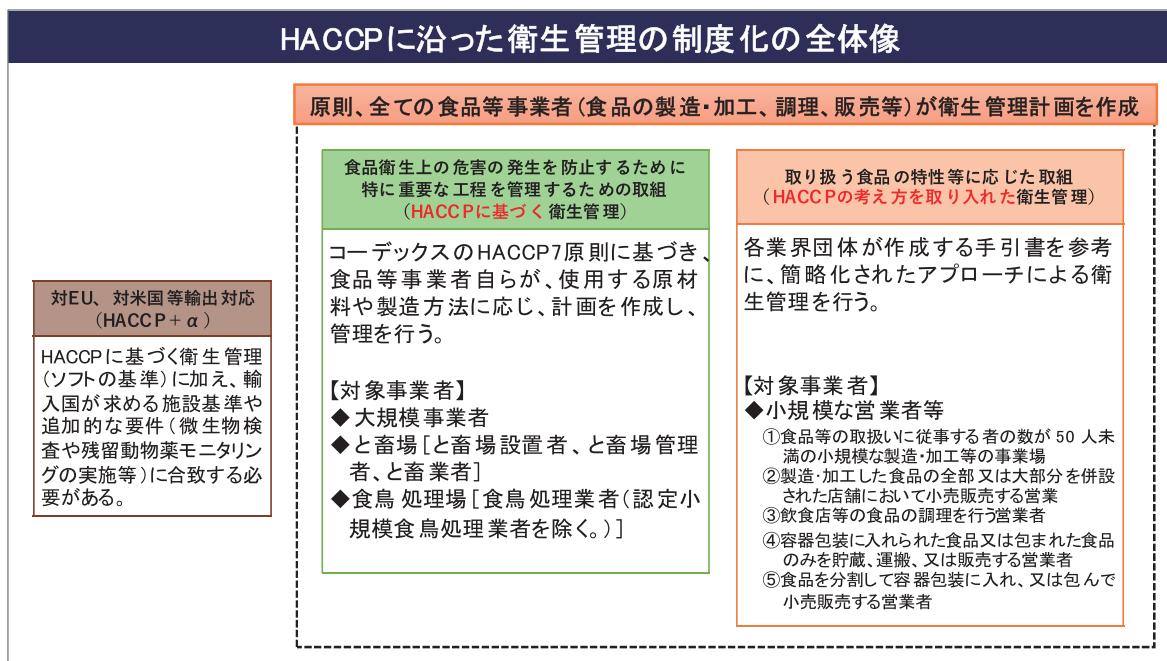
GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)

GAP とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動です。生産履歴の記帳により、農産物の安全・安心の信頼確保や問題が発生した場合の原因究明の迅速化が図られるほか、コンプライアンスへの対応や、経営や栽培技術の改善にもつながるメリットがあります。

「HACCPに沿った衛生管理」の導入・定着の推進

HACCP（危害分析・重要管理点方式）は、従前から、国際標準の食品衛生管理手法として輸出など商取引の際の要件とされてきました。

平成30年6月に改正された食品衛生法により、原則として全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められています。



HACCPに沿った衛生管理の制度化の全体像 (参考: 厚生労働省資料)

県内事業者のほとんどは『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理』の対象となる小規模事業者等に該当すると考えられます。『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理』は、事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を利用して、比較的容易に取組むことができます。

県及び高知市では、事業者が「HACCPに沿った衛生管理」を実施することにより流通食品全体の安全性の向上に繋げるため、制度の周知及び助言・指導を行います。

取組内容

- ◆積極的な制度の周知及び丁寧な相談対応を行い、食品等事業者の「HACCPに沿った衛生管理」の導入・定着を支援します。
- ◆食品等事業者が自ら「HACCPに沿った衛生管理」のPDCAサイクルによる衛生管理ができるよう、助言・指導を行います。

※HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害分析・重要管理点)

…原材料の受け入れから最終製品に至るまでの工程の中で特に重要な部分を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法。(用語解説: P47 参照)

食品表示に関する普及啓発

食品は、消費者の健康と生命に関わる商品であり、その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源となります。

食品表示に関する法令は、食品表示法だけでなく、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法、計量法など多岐にわたるため、それぞれの法令の所管部署間が連携し、適切な表示が行われるよう食品関連事業者に対して啓発や指導を行っています。

また、食品を利用する消費者にそれらの情報が正しく伝わる必要がありますので、食品表示の利活用について普及啓発を図ります。

取組内容

- ◆食品関連事業者には、適切な表示方法について啓発を行い、表示制度の推進を図ります。
- ◆消費者には、食品を選ぶ際の参考となるように、食品表示の利用方法について普及啓発を行います。

リスクコミュニケーションの推進

生産者、食品関連事業者、行政等が行う「食の安全」への取組を、消費者の「食の安心」につなげるためには、関係者間の相互理解を図り、信頼関係を構築、確立していくことが重要です。そのため、県及び高知市では、食品の安全性に関する情報提供のほか、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。

意見交換会によるリスクコミュニケーションは、消費者が持つ疑問や不安を対話方式により解消できる機会であり、また、事業者や行政の取組を知ることで信頼関係の構築が期待できるため、積極的に推進していきます。



意見交換会

取組内容

- ◆食品の安全性に関する情報を積極的に提供します。
- ◆食の安全・安心を脅かす事案や新たな科学的知見の情報など、県民・市民の関心が高いテーマを選定し、意見交換会を開催します。

リスクコミュニケーション (Risk Communication)

リスクコミュニケーションとは、リスク対象について関係者間で情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動をいいます。

関係者が一堂に会した意見交換会だけではなく、講演会やシンポジウム、工場見学等の参加型のものや、広報紙、メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ウェブページなど様々な媒体を通じた情報発信等も、広義の「リスクコミュニケーション」に含まれます。

5 体系図

★は第4次計画の重点項目

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

①安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

- ・農薬の適正使用の指導
- ★・環境保全型農業の推進

②安全・安心な畜産物の生産及び供給

- ・動物用医薬品等の適正使用の指導
- ・牛のトレーサビリティシステムの指導

③安全・安心な水産物の生産及び供給

- ・水産物产地市場の衛生確保
- ・動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用の指導

④生産出荷段階における農林畜産物の検査

- ・農産物の残留農薬検査
- ・BSE 検査
- ・貝毒対策

(2) 製造・加工・販売段階における安全・安心の確保

①「HACCPに沿った衛生管理」の導入・定着の推進

- ★・「HACCPに沿った衛生管理」の制度化の周知及び助言・指導

②食品営業者及び製造施設等に対する監視指導

- ・「食品衛生監視指導計画」による監視指導
- ・食品関連施設に対する食中毒予防の重点指導

③食中毒予防

④流通食品の検査

(3) 消費段階における安全・安心の確保

- ・県民向けの食中毒予防等の普及啓発

(4) 県民からの相談等による立入調査等

- ・県民からの危害情報等の提供に対する立入調査など適切な措置の実施

(5) 認証制度の推進

- ・高知県版 HACCP 認証制度の推進

(6) 調査研究等の推進

- ・安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 適正な食品表示の確保

①食品表示の監視指導

- ・製造・販売事業者等に対する食品表示の点検や監視指導

②食品表示に関する普及啓発

- ★・食品表示制度や食品表示の利活用方法の普及啓発

(2) 食品等のリコール情報の届出制度の周知及び運用

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

- ・食の安全・安心に関する情報の迅速で分かりやすい提供

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

- ・連携した危機管理体制による迅速な対応

(2) 食育の推進

- ・学校、保育所・幼稚園等、地域等ごとに連携して行う食育の促進
- ・地産地消の推進

(3) 食の安全・安心に取組む農林水産物のPR及び支援

- ・環境保全型農業に取組む園芸高知のPR、県産農産物のブランド力の向上と販売拡大
- ・水産物鮮度管理技術の定着

(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

- ★・相互理解及び食品に関する認識を深めるための意見交換会（リスクコミュニケーション）の実施

(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働